

介護保険料は据え置き 第8期介護保険事業計画策定

南部町では、第8期介護保険事業計画（令和3～5年度）を策定し、65歳以上の方の介護保険料を第7期のまま据え置くことになりました。

介護保険料は「基準額」を中心に所得に応じて設定されます。本町の令和3年度から令和5年度までの3年間の介護保険料基準額（月額）は、5,800円のまま据え置きとなります。

私たちの暮らしを支える介護保険制度は、住み慣れた地域でいつまでも健やかに暮らせるように、また介護が必要になっても安心して生活が出来るようにお互いに支え合っていく制度です。65歳以上の方が納める保険料は、制度運営に欠かせない大切な財源です。今後も制度の健全な運営のために皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

基準額の決まり方

南部町に必要な
介護保険サービスの総費用

×

65歳以上の方の
負担分23%

÷

南部町に住む65歳
以上の方の人数

=

南部町の
基準額

南部町の令和3年度～5年度の介護保険料の基準額5,800円(月額)

所得段階	対象になる方	基準額 5,800円	月 額 保険料(円)	年 額 保険料(円)
第1段階	○生活保護を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.3	1,740	20,880
第2段階	○世帯員全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.5	2,900	34,800
第3段階	○世帯員全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額 ×0.7	4,060	48,720
第4段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 ×0.9	5,220	62,640
第5段階	○世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の方	基準額 ×1.0	5,800	69,600
第6段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	6,960	83,520
第7段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3	7,540	90,480
第8段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5	8,700	104,400
第9段階	○本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 ×1.7	9,860	118,320

介護保険料(65歳以上の1号被保険者)の推移

※第1期の保険料は旧南部町・旧富沢町の平均

